

佐賀県告示第 87 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和 2 年 3 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称	開設者名称	主たる事務所の所在地	事業所所在地		変更年月日
有限会社トゥワンケア	有限会社トゥワンケア 代表取締役 石橋 蔵人	嬉野市塩田町 大字久間乙 3031 番地	旧	嬉野市塩田町大字久間乙 3047 番地 12	平成 28 年 3 月 7 日
			新	嬉野市塩田町大字久間乙 3031 番地	
訪問看護ステーション きぼう	株式会社ライフサポート NEO 代表取締役社長 馬渡 定巳	佐賀市大財一丁目 8 - 40	旧	佐賀市大財一丁目 8 - 40	平成 30 年 3 月 26 日
			新	佐賀市兵庫南二丁目 4 - 22	
ふくふくの里ケアプランサービス	有限会社佐賀ステリィサービス 梶木屋 克彦	伊万里市松浦町山形 5255 番地	旧	伊万里市大川内町丙 1888 番地	平成 30 年 5 月 1 日
			新	伊万里市大川内町丙 924 番地 1	